

# 八幡平市商工会報

第82号(令和3年1月号)

発行年月日 令和3年1月20日  
編集・発行 八幡平市商工会  
発行責任者 会長 高橋富一  
〒028-7111  
八幡平市大更 35-63-85  
電話 0195-76-2040  
FAX 0195-76-2145

## 新年のごあいさつ



### 八幡平市商工会 会長 高橋富一

明けましておめでとうございます。皆様には、すこやかに新年をお迎えのこととお慶びを申し上げます。

昨年中は、当商工会の事業活動に当たりまして、会員の皆様、八幡平市、岩手県商工会連合会をはじめ関係各位から格別のご指導、ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、地域経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による観光需要の低迷や、外出・会合の自粛などの影響により、深刻な状況が続いております。

このような先行きが見えない中、新しい年を迎えましたが、当商工会といたしましては、「会員企業の繁栄・発展を支援し、会員から必要とされる組織」、「地域・行政から必要とされる組織」という二つの使命を果たすため、昨年引き続き、新型コロナウイルス感染拡大で甚大な影響を受けている事業者への資金繰り支援や感染症対策の各種支援制度に対する相談指導や申請支援を強化するとともに、商店街活性化事業やプレミアム商品券など広く事業を展開し、地域の産業・経済が再び元気になるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、小規模企業振興基本法等の法整備により、小規模事業者持続化補助金をはじめとした使いやすい施策が整備されましたので、自社の経営力向上のために、多くの会員企業が積極的に取り組んでいただきますようお願いするとともに、商工会としても経営計画作成から補助金の申請までの支援や事業承継に関しても伴走型の支援を強化していく所存であります。

八幡平市商工会は、地域の商工業者で組織する経済団体としての存在意義を発揮し、地域経済の牽引者としての使命を果たすべく、引き続き、県や市、県商工会連合会との連携を更に強め、各事業の適時適切な展開を図り、地域商工業の発展と会員企業の経営支援に努めるとともに、地域に密着した事業活動を推進し、会員企業はもとより、地域から必要とされる商工会を目指し、更に努力してまいります。

どうか、会員の皆様には、商工会を大いに利用され、事業経営にお役立てくださるとともに、商工会の活性化のためにも、ご忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いに存じます。

結びに、会員皆様のますますのご健勝とご繁栄、そして、今年がよい年となりますようご祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

# 永年勤続優良従業員表彰式、新年交賀会を開催

1月8日、八幡平ハイツにおいて永年勤続優良従業員表彰式、新年交賀会・表彰祝賀会を開催しました。

永年勤続優良従業員表彰式では、田村市長、工藤県議会議員、工藤市議会議員、金融機関支店長を来賓に迎え、優良従業員35人(10事業所)に勤続年数ごとに全国商工会連合会会長、岩手県商工会連合会会長、八幡平市商工会会長の表彰が行われ、永年の功績を称えました。

続いて、新年交賀会・表彰祝賀会には、田村市長はじめとする来賓、従業員表彰被表彰者、商工会員60人が出席。高橋会長あいさつの後、田村市長、佐々木ユカ盛岡広域振興局産業振興室長、工藤県議会議員が来賓あいさつを述べました。

今回は、国内の新型コロナウイルス感染拡大が収まらないため、毎年実施している新春講演会を中止し、会の時間短縮やアルコール類を提供しないなど感染防止対策を徹底しての開催となりました。



受賞者記念写真



鏡開きの様子

【永年勤続優良従業員表彰を受けられた方々】敬称略

## ◎全国商工会連合会会長表彰（勤続年数30年以上）

田村博之 小野寺清（以上㈱肉の横沢） 田村 悟（㈱遠忠）

## ◎岩手県商工会連合会会長表彰（勤続年数20年以上）

千葉芳夫 立花 勝 舘山義信（以上㈱遠忠） 芳門重信（㈱八幡平温泉開発）  
高橋菊巳（荒沢運送有）

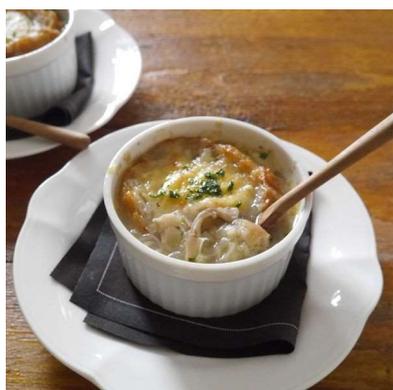
## ◎八幡平市商工会会長表彰（勤続年数5年から15年以上）

[勤続年数15年以上] 荒木田優也（㈱高橋板金） 遠藤めぐみ（㈱北東地質ボーリング） 四戸 恵（有ファーストコートサービス） 工藤さゆり 松村美幸（以上㈱岩手エッグデリカ） 三上順一 中軽米梅子 高村佐知子（以上八幡平市産業振興㈱） 田中耕輔（㈱八幡平温泉開発）

[勤続年数10年以上] 四垂国男 竹田重男 岩田正孝 小野寺進 小沢信彦 嶋山 渉 田中利英 伊藤 敦（以上㈱遠忠） 妙村靖智 長内 譲 角掛 貢 角掛正蔵（以上㈱高橋板金） 岩崎晋也 工藤明子（以上有タカ・コーポレーション いこいの村岩手） 伊藤 祐 立花俊彦 石羽根久志（以上㈱岩手エッグデリカ）

[勤続年数5年以上] 金野 誠（荒沢運送有）

## カイハウス事業 レシピ公開・料理教室



安比まいたけグラタン

カイハウスクラブに所属している料理研究家の先生方が八幡平市の食材を使ったレシピ開発とカイハウス料理教室の生徒を対象にしたオンライン料理教室を開催しています。

オンライン教室では、八幡平市の生産者も参加し、先生や教室の生徒の皆さんからのご質問にお答えするコーナーもあり、商品のPRにもつながりました。レシピは、ハチクラweb F B版で紹介しておりますので、是非ご覧ください。

<https://www.facebook.com/hachikuraweb/>

## 税理士による消費税・決算個別相談日程

下記の日程で消費税・決算の個別相談会を開催いたします。新型コロナウイルス感染症対策のため、相談は事前予約制とし、相談時間は30分以内となります。

(時間は、10時～12時、13時～14時です。)

※1 来館時の検温、マスク着用・手指消毒に御協力願います。

※2 発熱や咳など体調がすぐれない方は相談をご遠慮ください。

### 西根・松尾地区（予約先：商工会本所 76-2040）

期 日	場 所	税 理 士
令和3年2月17日（水）	八幡平市商工会本所	高橋 登 税理士
令和3年2月24日（水）	八幡平市商工会本所	伊藤 保己 税理士
令和3年3月 1日（月）	八幡平市商工会本所	高橋 登 税理士
令和3年3月 5日（金）	八幡平市商工会本所	伊藤 保己 税理士
令和3年3月10日（水）	八幡平市商工会本所	工藤 重信 税理士

### 安代地区（予約先：商工会安代支所 63-1001）

期 日	場 所	税 理 士
令和3年2月26日（金）	田山コミュニティセンター	伊藤 保己 税理士
令和3年3月 3日（水）	八幡平市商工会安代支所	伊藤 保己 税理士

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

## 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの？

### 制度の特長

**1 経営者のための退職金制度**

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

**2 掛金は全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

**3 受取時も税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能  
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。  
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック  
24時間いつでもチャットで質問可能です

Be a Great Small. 中小機構

# 確定申告会場アイーナへの来場を検討されている方へ

令和2年分確定申告については、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの軽減、確定申告会場の混雑緩和を図るため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。

## 【盛岡税務署の申告書作成会場】

会 場 アイーナ7階（盛岡市盛岡駅前西通 1-7-1）です。

開設期間 令和3年2月8日（月）から3月15日（月）まで

※但し、2月21日（日）及び2月28日（日）は開設します。

開設時間 午前9時から午後4時

※入場整理券の配付方法は2通りあります。

### 1 申告書作成会場で当日配付

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

### 2 オンラインで事前発行

LINE アプリを利用します。詳しくは、下の「入場整理券は国税庁LINE公式アカウントからも取得できます」を参照してください。

## 入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

**STEP 1** 国税庁を「友だち追加」

**STEP 2** 「相談を申し込む」を選択

**STEP 3** 税務署・希望日時を選択

**STEP 4** 申込完了→会場で提示

※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

STEP 1 LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

STEP 2 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP 3 税務署や来場希望日時を選択

STEP 4 内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

※ LINE公式アカウントからの事前発行は、1月中旬以降サービスを開始する予定です。

入場時にはこの画面をご提示ください

## 感染症対策のお願い

来場の際は、入場時に検温を実施します。発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、入場できない場合があります。また、マスクの着用、手指消毒の徹底と申告される方おひとりでの来場をお願いします。

# 国や地方公共団体からの助成金の取扱いQ&A

Q 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して助成金が支給されることがありますが、こうした助成金は所得税の課税対象となりますか。

A 国や地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の実事関係によって、次のとおり課税関係が異なります。

## 【非課税となるもの】

- 1 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの
- 2 その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により非課税所得とされるもの
  - ・学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）
  - ・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）

## 【課税となるもの】

- 1 事業所得等に区分されるもの  
事業に関連して支給される助成金（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど）
- 2 一時所得に区分されるもの  
事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金  
※一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。
- 3 雑所得に区分されるもの 上記1・2に該当しない助成金

## 国等から支給される主な助成金等の課税関係

### ◆非課税対象となるもの

- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法7条）
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条）
- ・特別定額給付金（新型コロナ特法4条1号）
- ・学生支援緊急給付金
- ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金

### ◆課税対象となるもの

#### 【事業所得等に区分されるもの】（法人税についても、同様）

- ・持続化給付金（事業所得者向け）
- ・雇用調整助成金
- ・家賃支援給付金
- ・地域企業経営継続支援事業費補助金（岩手県）
- ・小規模事業者持続化補助金
- ・医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業における補助金

#### 【一時所得に区分されるもの】

- ・Go To トラベル事業における給付金（旅行代金・クーポン割引相当額）
- ・Go To イート事業における給付金（ポイント・食事券使用時）

詳細については、国税庁HPに記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認ください。

# 八幡平市固定資産税(償却資産税)の申告を忘れずに

固定資産税は、土地や家屋だけでなく、事業用資産（償却資産）の所有者にも課税されます。地方税法第 383 条の規定により、八幡平市内で事業を営み、償却資産を所有している方は、毎年 1 月 1 日現在で八幡平市内に所有する償却資産を**令和 3 年 2 月 1 日（月）**（提出期限）までに申告しなければなりません。

市では、これまでの申告内容から令和 2 年度の課税標準額の変更がないときに限り、令和 3 年度の申告書の提出を不要としておりますが、次の場合は申告書の提出が必要です。

## 【申告書の提出が必要な場合】

- 1 令和 2 年中に市内で所有する償却資産に増加・減少があった場合
- 2 令和 2 年中に転職・廃業などで市内に申告すべき資産がなくなった場合
- 3 資産の所在地や所有者などに変更があった場合
- 4 新型コロナウイルス感染症等に係る令和 3 年度固定資産税の軽減を受ける場合

■市役所HP <https://www.city.hachimantai.lg.jp/soshiki/zeimuka/6769.html>

ご不明な点は、税務課資産税係（Tel：0195-74-2111）までお問合せください。

## 新型コロナ関連支援施策



**持続化給付金**については、必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない事情がある方の書類の提出期限を 2021 年 1 月 31 日から **2021 年 2 月 15 日まで延長**しました。書類の提出期限延長を希望される方は、1 月 31 日までに書類の提出期限延長をお申込みください。書類の提出期限延長の対象となる事業者は、以下の①～③のいずれかを満たす事業者です。

- ①「2020 新規創業特例の申請に必要な収入等申立書」を申請に用いる場合
- ②「寄附金等を主な収入源とする NPO 法人であることの事前確認書」を申請に用いる場合
- ③その他に申請期限に間に合わない事情がある場合

※これまでは売上対象月が 12 月の場合のみ、書類の提出期限延長の対象としておりましたが、売上対象月が 12 月以外の場合であっても、書類の提出期限延長の対象となります。

**家賃支援給付金**については、当初申請期限を 2021 年 1 月 15 日（金）24 時までとしておりましたが、2020 年 1 月以降の新型コロナウイルス感染拡大等を踏まえ、**2021 年 2 月 15 日（月）24 時まで申請期限を延長**しました。まだ、申請がお済みでない方は、申請書類の準備が困難であったことについて、簡単な理由を添付して、2 月 15 日の申請期限までに申請を完了してください。なお、申請期限以降も、事務局から送付される不備の修正（再申請）は可能ですが、申請日が遅れると、再申請を行うことのできる期間が短くなります。期間内に不備が解消されない場合、給付金が給付されないおそれがありますので、可能な限り早急に申請をお願いいたします。

# 市地域企業経営継続支援事業給付金(家賃支援)の概要

八幡平市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた八幡平市内の中小企業者の経営の継続を下支えするため、事業者が支払う家賃（土地及び建物の賃貸契約に定める賃借料）について支援します。

## ■ 給付要件

1. 八幡平市内で下記の業種を営む中小企業者

※詳細な事業内容等は、市役所HPの「指定業種」によりご確認ください。

情報サービス業、インターネット付随サービス業（一部対象外有）、運輸業（一部対象外有）、小売業（一部対象外有）、保険業、不動産業、物品賃貸業（一部対象外有）、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業（一部対象外有）

2. 令和2年11月から令和3年1月までの間に前年同月と比較して売り上げが30%以上減少した月があること。
3. 申請者が賃借する不動産が、「申請者の役員等が経営する法人」、「申請者と3親等以内の親族」、「賃貸人が申請者と生計を一にする者」の名義となっていないこと。また、家賃が「売上の何%で算出」のように固定費が無い契約については対象外です。
4. 給付金の申請時点で、今後も事業を継続する意志があること。
5. 給付金の用途は、申請した事業の用に供する土地及び建物の賃料等に充てること。

## ■ 申請・給付の方法

申請にあたっては、下記の添付書類を八幡平市役所商工観光課商工労政係に提出してください。

1. 八幡平市地域企業経営継続支援事業給付金給付申請書兼請求書（様式第1号）
2. 申請日の前月から申請日までの間に支払った家賃の領収書（領収書、通帳の写し等）
3. 家賃が確認できる書類（賃貸借契約書、利用契約書の写し等）
4. 減少を比較する月の売上と前年同月の売上が分かる書類（月の売上が分かる帳簿の写し等、令和元年の確定申告書の写し）※創業から1年を経過していない者にあつては、申請日前の選択した月の売上が分かる書類
5. 申請日時点で八幡平市内において事業を行っていることが分かる書類（登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、公共料金の請求書、領収書の写し等）
6. 振込口座が確認できる書類（通帳の写し等）

※上記「3」「6」については、令和2年10月30日を申請期限として実施した「八幡平市地域企業経営継続支援事業費補助金」の申請により提出済みの場合は、省略できます。

## ■ 申請期限

令和3年2月26日（金曜日）※期日厳守

## ■ 申請先

〒028-7397 八幡平市野駄第21地割170番地 八幡平市役所商工観光課商工労政係

## ■ 市役所HP

<https://www.city.hachimantai.lg.jp/site/corona/10413.html>

※ご不明な点は、商工労政係（TEL：0195-74-2111）までお問い合わせください。

# 申請期限 お店の感染症対策に活用できる補助金です 令和3年2月10日（水）まで。

**令和3年1月31日（日）までに支払いを完了したものが対象です。**

各業界団体が定めるガイドライン等に沿って取り組む**感染症対策**「飛沫感染防止の  
アクリル板やビニールカーテン、非接触式体温計や消毒液の購入」などの経費を補助  
するものです。飲食店が新たに業態転換（テイクアウトや宅配等）に要した経費も対  
象です。

**補助上限  
10万円**

## 【対象者】

- ①中小企業者又は個人事業主で、
  - ②来店型の店舗を県内に有する事業者
- ・ **飲食業・小売業・サービス業**（宿泊業含む）

※中小企業者を構成員とする団体も可

## 【補助額】

補助対象経費について、10万円を上限に実費  
（実際に支払った金額を補助します。）

## 【補助対象期間】

令和2年4月1日～令和3年1月31日

※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した経費も支払いの確認ができれば対象

## 【申請期限】

令和3年2月10日（水）

補助対象経費  
の10/10



## 商品券・クーポン取扱店の皆様へ 使用期限・換金期限のお知らせ



### 20%プレミアム付き商品券

使用期限：令和3年2月28日（日）

換金期限：令和3年3月15日（月）

期限後に持参した場合は、無効（換金不可）となりますので、お気をつけください。



### 八幡平市クーポン

使用期限：令和3年2月28日（日）

換金期限：令和3年3月5日（金）